

(8) 鬼北町



① 各種の相談窓口について

……お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
<ul style="list-style-type: none">・小児慢性特定疾病に関すること・子どもの病気や障がいに関する不安や悩み・病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み・同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど	認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室 〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階	電話/FAX : 089-916-6035 E-mail : lafamille@cc-sodan.jp	平日 第1・3土曜日 10:00~17:00
身体障害者手帳・療育手帳に関する こと 福祉サービスに関する こと	町民生活課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字 近永800番地1	電話 : 0895-45-1111 FAX : 0895-45-1119	平日 8:30~17:15
精神障害者保健福祉 手帳(発達障がい) に関すること	保健介護課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字 近永800番地1	電話 : 0895-45-1111 FAX : 0895-45-3618	平日 8:30~17:15
保育所や一時預かり について	町民生活課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字 近永800番地1	電話 : 0895-45-1111 FAX : 0895-45-1119	平日 8:30~17:15
幼稚園について	教育課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字 近永800番地1	電話 : 0895-45-1111 FAX : 0895-45-1119	平日 8:30~17:15

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
病気や障がいのある 子どもの就学に関わ る相談について	教育課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字 近永800番地1	電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-2061	平日 8：30～17：15
子育て、発達、虐待、 不登校、いじめ、 非行など、子どもに 関すること、子育て に関するすることに ついて	教育課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字 近永800番地1	電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-2061	平日 8：30～17：15
	保健介護課 鬼北町子育て世代包括 支援センター おにっこ 〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字 近永800番地1	電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-3618	
子どもの医療費に 関すること 手当てや助成に ついて	町民生活課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字 近永800番地1	電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-1119	平日 8：30～17：15
難病に関すること	宇和島保健所健康増進 難病・母子保健係 〒798-8511 宇和島市天神町7-1	電話：0895-22-5211 FAX：0895-24-6806	平日8：30～ 17：15 (難病医療相談) 毎月第3火曜日 午後1時30分～ 午後4時(予約要)
発達障がいに関 すること	愛媛県 保健福祉部 発達障がい者 支援センターあい♥ゆう 〒791-0212 東温市田窪2135	電話：089-955-5532 FAX：089-955-5547	平日 8：30～17：00
発達障がいに関 する総合窓口	町民生活課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字 近永800番地1	電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-1119	平日 8：30～17：15

② 子育て支援について

……子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します。



○月齢別の保健サービス

※各事業の日程は変更する場合があります。広報、町ホームページにてご確認ください。

名称	内容	対象	場所・問い合わせ先
母子健康手帳の交付	産婦人科発行の妊娠届と引き換えに、母子健康手帳を発行します。保健師が妊婦さんと面談します。	町内在住の妊婦	保健介護課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1 電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-3618
妊婦一般健康診査	経済的負担の軽減と妊娠中の母体および胎児の健康確保のため、妊婦一般健康診査費用の14回分を公費負担しています。		
妊婦歯科健康診査	指定医療機関（歯科）において、妊婦歯科健診受診票を使用して、無料で1回歯科健診を受診できます。		
母親学級	妊娠された方が安心して出産を迎えられるように、また、初めての育児に対する不安を解消・軽減できるように、助産師、保健師、管理栄養士のスタッフが、妊娠・出産に関する情報の提供を行っています。	町内在住の妊婦 20週～38週ごろの妊婦さん (対象者の方には個別にお知らせします。)	
妊婦訪問	不安があるママは、保健師が訪問して相談に応じます。電話相談も随時受けつけていますのでお気軽にご連絡ください。	町内在住の妊婦	
パパ・ママ学級	出産を迎える家族の不安を和らげるために、妊婦さんとそのパートナーを対象に、保健師が情報の提供を行っています。	町内在住の妊婦とその家族 (上のお子さん連れ可)	
産婦健康診査	医療機関（産科）で、産後の体の回復状況を確認でき、不安な気持ちや悩みなどを相談できる機会です。産婦健康診査費用の2回分を公費負担しています。	町内在住の産婦 (産後2週間、1か月前後)	
産後ケア事業	委託医療機関（産科）で、助産師による専門的ケアを受けられます。	産後4か月未満の赤ちゃんとお母さん	

名 称	内 容	対 象	場所・問い合わせ先
赤ちゃん訪問	保健師が体重計を持って家庭訪問します。今後の子育てについて一緒に考えていきましょう。	新生児期と産後 2か月頃	保健介護課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1 電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-3618
紙おむつ券交付	子どもを安心して生み育てることができる環境を整え子育て世帯を応援するため、町内の登録店舗で紙おむつが購入できる「鬼北町乳幼児用紙おむつ券」を交付します。 対象乳児1人につき50,000円分(1,000円×50枚綴り)	鬼北町に住所がある平成29年4月1日以降に出生した乳児	町民生活課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字 近永800番地1 電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-1119
離乳食講座・育児相談	保健師・管理栄養士と一緒に離乳食について考えます。	5か月頃 6～7か月頃 9～10か月頃 11～12か月頃	保健介護課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字 近永800番地1 電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-3618
3～4か月児健康診査	身体発達のほか、股関節の確認、その他育児の困りごとなど今の時期に必要な情報提供をしています。	生後3か月～ 4か月児	
3～6か月診査	指定の医療機関で受診してください。	生後3～6か月児	
9～11か月診査	指定の医療機関で受診してください。	生後9～11か月児	
1歳6か月児健診	身体発達、精神発達の確認のほか、むし歯の有無の確認、栄養指導、その他育児に関するお困りごとなど今の時期に必要な情報提供をしています。 言語聴覚検査、小児科診察、歯科検診などを行います。	1歳6か月児～ おおむね 2歳未満の児	
2歳児歯科健康診査	幼児期の歯の健康を守ることは、やがて生えてくる永久歯の健康にも重要です。 歯科健康診査を受診し、お子さんの健やかな歯と口の健康を守り、育てていきましょう。	年度内に 満2歳になる児	
3歳児健康診査	言語聴覚検査、小児診察、歯科検診などを行います。生活習慣の確立、虫歯予防、食事について、現在の発達状況や今後の見通しなどをお話します。	年度内に 満3歳になる児	

名 称	内 容	対 象	場所・問い合わせ先
5歳児健康診査	身体発達、精神発達、集団での様子の確認のほか、就学に向けての相談、その他育児に関するお困りごとなど今の時期に必要な情報提供をしています。	年度内に満5歳になる児 (保育所、幼稚園の年中児)	保健介護課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字 近永800番地1 電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-3618

○鬼北町子育て包括支援センターおにっこ

……「おにっこ」は妊娠期から出産、子育て期までのさまざまな相談ができる相談窓口です。お子さまが健やかに成長し、安心して生活を送ることができるように早期から保健師、管理栄養士が医療機関、保育所、小中学校等と連携しながら切れ目なく支援していきます。
〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字近永800番地1 鬼北町役場 保健介護課
電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-3618

○子育て支援センター ゆめぼっけ

……保育所に入所していないお子さんの遊び場です。※好藤保育所内にあるので、保育所の様子を見ることができ、入所に関することや日頃の子育ての悩みなどを気軽に保育士に相談できます。
※好藤保育所→R5.4.1～(仮)総合保育所(保育所名は今後公募で決定するため、名称変更予定)
〒798-1366 北宇和郡鬼北町大字近永1418番地1
電話&FAX：未定 月～金曜日 10：00～15：00

○子育て支援ショートステイ

……保護者が、病気や事故、育児疲れなどで一時的に子どもを養育することが困難になったときに、乳児院（3歳未満児）・児童養護施設（3歳以上18歳未満）に宿泊または日帰りで子どもを預けることができます。
〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字近永800番地1 鬼北町役場 町民生活課
電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-1119

○子育てLINE相談

……鬼北町では、妊娠から出産、子育て期にわたり安心して子育てできるように、保健師や栄養士がオンラインで個別相談できるようLINE公式アカウントを開設しました。お気軽にご相談ください。
問い合わせ先：鬼北町役場 保健介護課 電話：0895-45-1111

対象者：鬼北町にお住まいで妊娠中から子育て中の方
利用方法：「おにっこ」と検索していただくか、QRコードを読み取って、LINE公式アカウント「鬼北町子育て世代包括支援センター「おにっこ」」を友だち追加してください。



③ 手当や年金について

……お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

	手当	内容	対象	窓口
手当	児童手当	<p>15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 15,000円/月（一律） ・3歳～小学校修了前 10,000円/月 (第3子以降は15,000円) ・中学生 10,000円/月（一律） <p>※所得制限限度額以上の場合 5,000円（一律） ※所得上限限度額以上の場合、支給なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の生計中心者で、鬼北町に住居登録をしており、対象となる子どもを養育している父母等のうち、生計を維持する程度の高い方 ・児童の入所施設の設置者、里親 ・児童を監護し、生計を共にしている未成年後見人や、父母指定者（父母が国外に居る場合のみ） <p>※公務員は職場に申請</p>	<p>町民生活課</p> <p>〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1</p> <p>電話： 0895-45-1111 FAX： 0895-45-1119</p>
	児童扶養手当	<p>18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障がいがあるときは20歳に達した日の前日が属する月末までの児童）を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども1人の場合 44,140円～10,410円/月 ・2人目 10,420円～ 5,210円/月 加算 ・3人目以降 1人につき 6,250円～ 3,130円/月 加算 <p>※令和5年4月改定</p>	<p>○支給対象児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母が離婚した児童 ・父（または母）が死亡した児童 ・父（または母）が重度の障がいにある児童 ・父（または母）が生死が明らかでない児童 ・父（または母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 など <p>※所得制限あり</p>	



	手当	内容	対象	窓口
手 当	特別児童扶養 手当	精神または身体に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。 ・ 重度（1級障がい） 53,700円/月 ・ 中度（2級障がい） 35,760円/月 ※令和5年4月改定	①児童が施設に入所していないこと ②障がいを理由とした公的年金を受けていないこと ③受給者、配偶者、扶養義務者の所得が一定の額以下であること	町民生活課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1 電話： 0895-45-1111 FAX： 0895-45-1119
	障害児福祉 手当	精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。 15,220円/月 ※令和5年4月改定	20歳未満で重度の障がいのため、常時介護が必要である児童で、以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③障害年金などの障がいを支給条件とする公的給付を受けていないこと	
	特別障害者 手当	障がい重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。 27,980円/月 ※令和5年4月改定	20歳以上で、日常生活で常時特別の介護が必要であり、障害年金の1級程度の障がい重複しているなど、著しく重度障がいの状態にある方で、以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③3か月以上連続して入院していないこと	

	手当	内容	対象	窓口
年金	障害基礎年金	<p>病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。</p> <p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級 993,750円/年 + 子の加算 ・2級 795,000円/年 + 子の加算 	<ul style="list-style-type: none"> ●20歳前の障がいの場合 20歳前に病気やけがで障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。 ●20歳以降の障がいの場合 20歳～59歳の間の国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合に受けることができます。（一定の保険料納付が必要） 	<p>町民生活課</p> <p>〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1</p> <p>電話： 0895-45-1111 FAX： 0895-45-1119</p>
制度	心身障害者扶養共済制度	心身障がい児（者）の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったたり、重度障がいの状態になったりした後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。	<p>障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の要件を満たしている方</p> <ol style="list-style-type: none"> ①鬼北町に住所があること ②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること ③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。 	



④ 医療費等の助成や給付について

……お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介しま

●医療費助成

助成・給付	内容	対象	窓口
子ども医療費助成	入院・通院にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	0歳から高校卒業までの保険適用の医療費が対象となります。 各医療保険の一部負担金について、町が助成します。（高額療養費、家族療養費、付加給付金など、医療保険から支給される分を除いた額） ※予防接種、文書料、入院時の差額ベッド代、食事療養標準負担額などは、支給対象になりません。	町民生活課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1 電話： 0895-45-1111 FAX： 0895-45-1119
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の母・父及び児童の入院・通院分に係る医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭で、所得税が非課税の世帯（ただし、子どもが引き続き学生の場合は、20歳以上でも可） ※課税世帯の場合も、扶養親族の人数などにより対象となる場合がありますので、お問い合わせください。	
未熟児養育医療制度	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児（1歳未満）に対して、その治療に必要な医療費を町が負担する制度です。給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。	出生時体重が2,000グラム以下または生活力が特に薄弱で、医師が入院療養を必要と認めた乳児（保護者が鬼北町内に居住するもの）	保健介護課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1 電話： 0895-45-1111 FAX： 0895-45-1119
小児慢性特定疾病医療費助成	国の指定する小児の慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。	18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。）	宇和島保健所 健康増進課 難病・母子保健係 〒798-8511 宇和島市天神町7-1 電話： 0895-22-5211 E-mail: nan-kenkozosin@pref.ehime.lg.jp

助成・給付	内容	対象	窓口
難病の医療費助成	国の指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、難病法に基づき指定された「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成します。	指定難病と診断されている方で、以下の①～③に該当する方 ①症状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準（重症度分類基準）を満たす方、または上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額（10割の額）が33,330円を超える月が年間3回以上ある方 ②鬼北町内に住所を有している方 ③公的医療保険（国民健康保険や健康保険など）に加入している方、または生活保護受給者	宇和島保健所 健康増進課 難病・母子保健係 〒798-8511 宇和島市天神町7-1 電話： 0895-22-5211 E-mail： nan-kenkozosin @pref.ehime.lg.jp
重度心身障害者医療費助成	重度心身障がい者の入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	・身体障害者手帳（1～2級）所持者 ・療育手帳（A）所持 ・身体障害者手帳（3～6級）と療育手帳（B中度）両方とも所持する方	町民生活課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1 電話： 0895-45-1111 FAX： 0895-45-1119
育成医療（自立支援医療）	身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいを招くおそれのある児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。 ※所得制限等の要件あり。	①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来障がいを残すと認められる児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること ②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと ③鬼北町に住民登録があること	
精神通院医療（自立支援医療）	精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。	精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療。 医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1カ所までの登録となります。	保健介護課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1 電話： 0895-45-1111 FAX： 0895-45-3618

助成・給付	内容	対象	窓口
更生医療 (自立支援医療)	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がいについて確実な治療の効果が見込まれる医療に対して、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。 ※所得制限等の要件あり。	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方 主なもの：角膜移植術、外形成術、関節形成術、心臓手術、血液透析療法、腎移植術及び移植後の抗免疫療法など	町民生活課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1 電話： 0895-45-1111 FAX： 0895-45-1119

●用具の給付

給付	内容	対象	窓口
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童のうち、日常生活を営むのに著しく支障のある児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	小児慢性特定疾患児で、事前の申請が必要です。支給対象となる用具は特殊マットや特殊寝台、歩行支援用具など13種目です。	保健介護課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1 電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-3618
補装具の交付・修理	身体障がい者（児）及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具（補装具）の交付、借り受け及び修理に要する費用の支給を行います。	事前に、補装具の必要性が認められた人を対象とします。	町民生活課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1 電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-1119



給付	内容	対象	窓口
日常生活用具給付	障がいのある人や難病等の人がある在宅での日常生活をより円滑に行うため、日常生活に必要な用具や住宅改修にかかる費用の一部を助成します。	原則、在宅で生活する以下の人が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・療育手帳の交付を受けている人 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ・難病患者等で必要性が認められる人 医療機関や施設等に入院中または入所中の人も医療機関や施設等で支給されない用具については対象とします。 ただし、介護保険により給付の対象となる用具の貸与または購入費の支給を受けることができる人は対象外です。 また、一定以上の所得のある人も助成の対象外となります。	町民生活課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1 電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-1119



⑤-(a) 訪問看護について

……訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

* 愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P240参照

⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

……障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

	手帳	内容	対象	窓口
①	身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・しゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方	町民生活課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1 電話： 0895-45-1111 FAX： 0895-45-1119
②	療育手帳	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをともなう、いわゆる知的障がい者(児)がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害程度には、A、Bがあります。	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをともなう方	
③	精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。1～3級までの等級があります。	精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方	保健介護課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1 電話： 0895-45-1111 FAX： 0895-45-3618



⑤-(c) 障害福祉サービスについて



○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

*** 愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P240参照**

○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進を、施設等に通所することで行う支援です。

●通所サービスには、以下のサービスがあります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 児童発達支援は、児童発達支援センターと児童発達支援事業所で受けられます。	小学校就学前の障がいのある子ども（身体障がい児、知的障がい、発達障がい児を含む精神障がい児）	町民生活課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1 電話： 0895-45-1111 FAX： 0895-45-1119
②	放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	学校教育法に規定する学校（小・中・高校・特別支援学校）に就学している障がいのある児童	

*** 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P240参照**

○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	福祉型 障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	愛媛県保健福祉部 福祉総合支援センター 〒790-0811 松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内 電話： 089-922-5040 FAX： 089-923-9234
②	医療型 障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。 ・疾病の治療 ・看護 ・医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援や助言 ・身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	

* 愛媛県内の障害児入所支援施設については、P240参照



● 居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

* 18歳未満も利用可能なサービス

	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。	障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	町民生活課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1 電話： 0895-45-1111 FAX： 0895-45-1119
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	障害支援区分6であって、次のいずれかに該当する方 ①四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態の筋ジストロフィー患者等 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の点数が、合計10点以上である方 ※障がい児も、区分6に相当する心身の状態の方は利用できる場合があります。	
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上の方 (医療型短期入所は別の要件あり) ※障がい児も利用できる場合があります。	
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援等を行います。	障害支援区分3以上で、行動関連項目等で条件あり。 ※障がい児も利用できる場合があります。	
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。	障害支援区分以外の条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。	

	サービス	内容	対象	窓口
地域生活支援事業	移動支援事業	移動に困難を有する視覚障がい者(児)、全身性障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、発達障がい者(児)等に、円滑に外出できるよう、移動の支援を行います。	①身体障害者手帳の肢体不自由1級で、両上肢及び両下肢の等級が1級又は2級の全身性障がいを有する方 ②療育手帳を所持している方、児童相談所または知的障害厚生相談所において知的障がいを有すると判定された方 ③精神障害者保健福祉手帳を所持している方等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者	町民生活課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1 電話： 0895-45-1111 FAX： 0895-45-1119
	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	①児童相談所または知的障害厚生相談所において知的障がいを有すると判定された方 ②身体障害者手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳を所持している方等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者	
	訪問入浴	在宅や通所での入浴が困難な障がい者(児)に対して、巡回訪問し、入浴を行います。	在宅や通所での入浴が困難な障がい者(児)	
	手話通訳者等派遣事業	聴覚障がい者等で、手話通訳者等がいなければ、健聴者との円滑な意思の疎通を図ることが困難な方に対し、手話通訳者等の派遣を行います。	意思疎通が困難で身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい者等	
	地域活動支援センター	作業やレクリエーションなどを通して、社会参加(地域との交流)、自立の促進を図ることを目的としたところです。	鬼北町内に在住する在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその家族または支援者	

	サービス	内容	対象	窓口
生活福祉資金貸付事業	生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費	生活再建までに必要な費用住宅の賃貸契約を結ぶための費用など	離職世帯、 低所得世帯	鬼北町社会福祉協議会 〒798-1341 北宇和郡鬼北町 大字近永782番地 電話： 0895-45-3709 FAX： 0895-45-3669
	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 	低所得世帯、 障がい者世帯、 65歳以上の 高齢者の属 する世帯等	
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用		
	教育支援費 就学支度費	<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援費 高等学校、大学又は高等専門学校に就学するための経費 ○就学支度費 高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 		

愛媛県内の各施設は、愛媛県のホームページ「障がいのある方のための施設案内」のページの「指定障害児支援事業所・施設」に掲載されていますのでご覧ください。

https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken_shi/index.html



⑥ 入園について



○保育所等の利用について

……子ども・子育て新制度（平成27年度開始）に移行した幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

	対象年齢	保育の必要性		利用できる施設
		なし(教育のみ)	教育標準時間	
1号認定	満3歳以上就学前	なし(教育のみ)	教育標準時間	幼稚園
2号認定	満3歳以上就学前	あり	保育標準時間 11時間	保育所
			保育短時間 8時間	
3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間 11時間	保育所
			保育短時間 8時間	

※2号及び3号認定を受けた方は保育所に入所することができます。

●一時預かりについて



令和5年4月～実施予定のため、内容未定（R4.11月現在）

……保護者の就労・疾病・冠婚葬祭・学校行事への出席、リフレッシュなどの理由で、一時的に家庭での保育が困難な時に、保育施設でお子さんをお預かりするサービスです。ご利用には事前に申込みが必要です。

※R5.4～実施予定のため、内容未定

・鬼北町内の一時保育実施の施設（R4.11月現在）

実施施設	定員	条件	問い合わせ先
(仮)総合保育所	未定	町内在住の満1歳から就学前までの子ども。	町民生活課 〒798-1395 北宇和郡鬼北町 大字近永800番地1 電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-1119

⑦ 就学について

●特別な教育的支援を必要とする子どもの教育相談について

……特別な教育的支援を必要とする未就学児とその保護者等を対象に、支援の在り方や望ましい就学の場について、教育相談を行っています。

■申し込み方法：在籍している園等を通じて申込み

■問い合わせ先：鬼北町役場 教育課

〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字近永800番地1

電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-1119

●就学时健康診断

……就学予定者に対して、11月頃に実施し、心身の状況を把握して、治療の勧告その他の保健上必要な助言等を行います。

■問い合わせ先：鬼北町役場 教育課

〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字近永800番地1

電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-1119



●就学先

就学分類	概要	対象
通常学級	通常の学級です。	
通常学級 +通級による指導	小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）など
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行います。障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考に、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者（身体虚弱者を含む）

●特別支援学級または通級指導教室を設置している鬼北町内小学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
泉小学校	北宇和郡鬼北町大字 岩谷233-6	0895-47-0518	○	—
愛治小学校	北宇和郡鬼北町大字 清水351	0895-46-0007	○	—
近永小学校	北宇和郡鬼北町大字 奈良3774	0895-45-0035	○	○
日吉小学校	北宇和郡鬼北町大字 下鍵山807	0895-44-2017	○	—
三島小学校	北宇和郡鬼北町大字 延川43-1	0895-48-0011	○	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

●特別支援学級または通級指導教室を設置している鬼北町内中学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
広見中学校	北宇和郡鬼北町大字 永野市1200	0895-45-1135	○	○

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

* 愛媛県内の特別支援学校については、P239参照

